

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和5年11月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和5年11月24日（金曜日）午後1時30分～午後2時35分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 全員協議課室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長、河原健委員、椎名和良委員、萩谷委員、寺田弘委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 教育部参事 古橋 雅文 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 直井 健治 給食センター長 鈴木 林 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第47号 守谷市語学指導支援事業実施要綱の制定について (2) 議案第48号 守谷市学校給食費取扱要綱の廃止について (3) 議案第49号 守谷市学校給食に関する規則の制定について (4) 議案第50号 守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について (5) 議案第51号 守谷市中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について (6) 議案第52号 守谷市学校運営協議会設置運営規則の制定について (7) 議案第53号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一</p>

	<p>部を改正する条例</p> <p>(8) 議案第54号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について（令和5年度守谷市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会所管分））</p> <p>【協議事項】 なし</p> <p>【報告事項】 (1) 報告第11号 学校給食センター運営委員会答申について</p>
4 今後の状況	次回は、令和5年12月25日（月曜日）午後1時30分から開催予定

令和5年11月教育委員会定例会 会議次第

日時 令和5年11月24日(金)

午後1時30分から

場所 守谷市役所 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 47 号 守谷市語学指導支援事業実施要綱の制定について

議案第 48 号 守谷市学校給食費取扱要綱の廃止について

議案第 49 号 守谷市学校給食費に関する規則の制定について

議案第 50 号 守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

議案第 51 号 守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について

議案第 52 号 守谷市学校運営協議会設置運営規則の制定について

議案第 53 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例)

議案第 54 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申出について
(令和5年度守谷市一般会計補正予算(第5号)(教育委員会所管分))

4 協議事項

なし

5 報告事項

報告第 11 号 学校給食センター運営委員会答申について

6 その他

令和5年11月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和5年11月24日（金）

午後1時30分から

場 所 守谷市役所 全員協議会室

議案第47号

守谷市語学指導支援事業実施要綱の制定について

守谷市語学指導支援事業実施要綱を別紙のとおり制定する。

令和5年11月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年11月 日原案 決

提案理由

本案は、外国籍の児童、生徒及び帰国児童、生徒が、学校生活に適應できるよう、学校への支援を行うために必要な事項を定める要綱を制定するものです。

議案	頁数
47号	1

守谷市語学指導支援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市語学指導支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、守谷市立小中学校（以下「学校」という。）において、外国籍の児童及び生徒並びに帰国児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、学校生活に適応できるよう、児童等への効果的な支援を行うための語学指導支援について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 支援対象となる者（以下「対象者」という。）は、児童等のうち日本語が理解できないために学校生活に支障があると認められる者とする。

(支援の範囲)

第3条 対象者への支援は、教育委員会が指定した語学指導協力員（以下「協力員」という。）を対象者が在籍する学校（以下「対象校」という。）に派遣することにより、教育課程内の時間に個別指導を行うものとする。

2 支援回数は、対象者1人につき週3回以内とし、1回あたりの時間は、2時間以内とする。ただし、やむを得ない場合は、必要最小限の支援回数及び1回あたりの時間を増やすことができる。

3 支援期間は、対象者1人に対し1年以内とする。ただし、やむを得ない場合は、必要最小限の期間で延長することができる。

(支援の申請及び決定)

第4条 対象校の校長は、協力員の派遣を希望するときは、語学指導協力員派遣申請書（様式第1号）により、教育長に申請をしなければならない。

2 教育長は、前項による申請があったときは、派遣の可否を決定し、語学指導協力員派遣決定通知書（様式第2号）により、対象校の校長に通知するものとする。

3 対象校の校長は、協力員の派遣が行われたときは、語学指導協力員派遣実績報告書（様式第3号）により、派遣が行われた月毎に、教育長に報告をしなければならない。

(協力員)

第5条 協力員は、対象校の校長の指示を受け、次の内容を支援する。

議案	頁数
47号	2

- (1) 対象校における意思疎通及び学習に必要な事項
 - (2) 日本の生活習慣に適応するため必要な事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 協力員は、学校教育と児童等の状況を理解し、対象者が使用する言語により、前項の支援をすることができる者のうちから、教育委員会が委嘱し、任期は、委嘱の日から同日の属する年度の末日とする。
 - 3 協力員には、1時間当たり1,100円の謝礼を支払うものとし、交通費は支給しないものとする。
 - 4 前項の謝礼は、月毎に支払うものとし、月末締切、翌月支払とする。
 - 5 第3項の謝礼は、活動した月の全時間数により支払うものとし、全時間数に30分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30分以上の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
 - 6 協力員は、児童等の指導に当たる者として、その信用を失墜させるような行為をしてはならない。
 - 7 協力員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
 - 8 協力員の委嘱期間中に前2項の規定に反したときは、委嘱を解くものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

議案	頁数
47号	3

年 月 日

守谷市教育委員会教育長 宛て

守谷市立 学校長

語学指導協力員派遣申請書

守谷市語学指導支援事業実施要綱の規定に基づき、語学指導協力員の派遣を申請します。

児童生徒名			
住 所			
学年・組	年 組	担任氏名	
国籍（在住国名）			
対象言語			
申請理由			

第 号
年 月 日

守谷市立 学校長 様

守谷市教育委員会教育長

語学指導協力員派遣決定通知書

年 月 日付けで申請がありました児童生徒 に対する
語学指導協力員の派遣について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 派遣を承認する。
派遣期間
協力員氏名
- 2 派遣を承認しない。
理由

議案	頁数
47号	5

守谷市教育委員会教育長 宛て

守谷市立 学校長

語学指導協力員派遣実績報告書

守谷市語学指導支援事業実施要綱の規定に基づき、報告します。

[年 月分]

語学指導協力員氏名		対象児童生徒氏名				
支援実施日	協力員印	主な支援内容		開始	終了	時間
1	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
2	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
3	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
4	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
5	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
6	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
7	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
8	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
9	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
10	月 日 ()			時 分	時 分	時間 分
日間合計時間				時間 分		

議案第48号

守谷市学校給食費取扱要綱の廃止について

守谷市学校給食費取扱要綱（昭和60年8月28日教育委員会規程第1号）
は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和5年11月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年11月 日 原案 決

提案理由

本案は、守谷市学校給食費に関する規則の令和6年4月1日施行に伴い、
守谷市学校給食費取扱要綱を廃止するものです。

議案	頁数
48号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市学校給食費取扱要綱(昭和60年8月28日教育委員会規程第1号)は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和 年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町田 香

議案	頁数
48号	2

議案第49号

守谷市学校給食費に関する規則の制定について

守谷市学校給食費に関する規則について別紙のとおり制定する。

令和5年11月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年11月 日 原案 決

提案理由

本案は、令和5年10月26日付け、学校給食センター運営委員会からの答申を受け、守谷市学校給食費に関する規則について制定するものです。

議案	頁数
49号	1

守谷市学校給食費に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

守谷市長

守谷市規則第 号

守谷市学校給食費に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項の規定に基づき、守谷市立小学校及び中学校における学校給食費に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食の提供日数)

第2条 学校給食（学校給食法第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）の提供日数は、年間200日を基準として、市長が別に定める。

(学校給食費の納入義務者)

第3条 学校給食費の納入義務者（以下「納入義務者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 守谷市立小学校及び中学校に在籍する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下単に「保護者」という。）
- (2) 学校教職員及び他の職員並びにその他学校給食の提供の対象者（給食業務受託事業者を含む。以下「教職員等」という。）
- (3) 前2号のほか、学校給食を喫食する者（以下「その他喫食者」という。）

(学校給食の申込等)

第4条 学校給食の提供を受けようとする保護者は、守谷市学校給食提供申請書（様式第1号。以下「給食申請書」という。）を守谷市立小学校又は中学校の校長（以下「学校長」という。）を通じて市長に提出しなければならない。

2 学校給食の提供を受けようとする教職員等は、守谷市学校給食提供申請書（職員等申込）（様式第2号）により、学校長を通じて市長に申し込まなければならない。ただし、市長が認める場合においては、これを省略することができる。

3 試食会等により、学校給食の提供を受けようとするその他喫食者は、守谷市学校給食臨時提供申請書（様式第3号）により、市長に申し込まなければならない。ただし、市長が認める場合においては、これを省略することがで

議案	頁数
49号	2

きる。

- 4 学校長は、自校に所属する児童又は生徒及び教職員等の給食申込状況を取りまとめるものとする。
- 5 学校長は、前各項に規定する書類の提出を受けたときは市長に提出しなければならない。

(給食申込内容の変更)

第5条 前条第1項の規定による申請をした保護者は、申込内容に変更が生じたときは、守谷市学校給食提供変更等届(様式第4号。以下「変更等届」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定による申請をした教職員等は、申込内容に変更が生じたときは、守谷市学校給食提供申請書(職員等変更)(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合においては、これを省略することができる。

(給食受給人員の報告)

第6条 学校長は、学校給食の実施月における給食の提供を受ける児童又は生徒及び教職員等の喫食予定数について、月別給食実施人員報告書・行事予定報告書(様式第6号)を作成し、当該月の前月5日までに市長に報告するものとする。

- 2 学校長は、給食提供月において変更等届の提出又は保護者からの申し出により、申込内容に変更があった当該児童又は生徒の給食確定数を、学校給食喫食状況報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

(学校給食費の額)

第7条 学校給食費の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 守谷市立小学校の児童 月額4,200円
- (2) 守谷市立中学校の生徒 月額4,500円
- (3) 教職員等 月額5,300円
- (4) その他喫食者 1食あたり300円

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、前項に規定する学校給食費の額に代えて、各号に定める方法で計算するものとする。この場合において、学校給食費1食当たりの単価は、前項に定める月額に11を乗じ、当該年度の提供日数で除して得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。)とする。

- (1) 児童又は生徒及び教職員等が転入学その他の理由により月の中途から給食の提供を受けた場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。ただし、前項に規定する学校給食費の額を超える場合は、前項の額を適用するものとする。
- (2) 月の途中で給食の提供を受けることを停止した日数が月のうち引き続き

議案	頁数
49号	3

5日以上あった場合 学校給食費1食当たりの単価に、喫食した日数を乗じて得た額。

(3) 児童又は生徒が体質改善等を理由として、変更等届により継続して牛乳の飲用を止め、月を通じて牛乳を飲用しなかった場合 当該年度の牛乳の契約単価に当該年度の提供日数を乗じて得た額を11で除した額を月額から差し引いた額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)。

(4) 前各号の規定にかかわらず、市長が認める場合には、別に定める方法で計算する。

3 変更等届の提出があり、前各号の内容を審査し、適当と認めるときは、その旨を守谷市学校給食提供変更による給食費の決定通知書(様式第8号)により保護者に通知するものとする。

(学校給食費の納付方法)

第8条 児童又は生徒の学校給食費は、口座振替の方法により納付するものとする。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他の市長が認める方法により納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が学校教育法第19条の規定による援助又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている場合における学校給食費の納付方法については、市長が別に定める。

3 教職員等及びその他喫食者の学校給食費は、市長が定める方法により納付するものとする。

(学校給食費の納入期限)

第9条 学校給食費の納入期限(以下「納入期限」という。)は、次の表に掲げる学校給食の提供月の区分に応じ、同表に定める日とする。ただし、7月及び8月については、1か月分として取り扱うものとする。

給食提供月	納入期限	給食提供月	納入期限
4月	6月末日	11月	12月25日
5月	7月末日	12月	1月末日
6月	8月末日	1月	2月末日
7月及び8月	9月末日	2月	3月29日
9月	10月末日	3月	
10月	11月末日		

2 前項に掲げる納入期限が守谷市の休日を定める条例(平成元年守谷町条例第35号)第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日以後最初の平日を納入期限とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、納入期限までに納入することが困難

であると認めるときは、別に納入期限を定めることができる。

(督促)

第10条 市長は、納入義務者が納入期限までに学校給食費を納入しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 市長は、前項の規定による督促によっても、相当の期間、当該学校給食費が納付されないときは、学校給食の適正な運営を確保するため、児童手当法(昭和46年法律第73号)第21条の規定による児童手当から保護者の申出により徴収することができる。

(還付及び充当)

第11条 市長は、学校給食費につき過誤納金がある場合において、当該納入義務者に、未納の学校給食費があるときは当該過誤納金を当該未納の学校給食費に充当し、未納の学校給食費がないときは当該過誤納金を当該納入義務者に還付する。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行日前においても、施行の日以後における給食費の徴収に関して、給食の申込及び口座振替等の必要な準備行為を行うことができる。

議案	頁数
49号	5

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供申請書

下記の児童又は生徒について、守谷市学校給食費に関する規則の規定により、学校給食を次のとおり申し込みます。

※ 1又は2のいずれかに「○」を付けてください。

児童生徒	ふりがな			
	児童生徒氏名			
	学校名		学年	
(申込者) 保護者	ふりがな			
	保護者氏名			
	続柄			
	住所 (送付先)			
	連絡先			

- 1 学校給食の提供を申し込みます。なお、学校給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

希望する給食の内容（いずれかに「○」を付けてください。）

- | | | |
|---|---|---|
| [| (1) 完全給食 (提供する内容：主食、おかず、牛乳)
(2) 牛乳の停止 (提供する内容：主食、おかず)
※牛乳の停止は裏面注意事項をお読みください。
(3) 主食副食の停止 (提供する内容：牛乳のみ) |] |
|---|---|---|

- 2 学校給食の提供を申し込みません。

- | | | |
|---|----|---|
| [| 理由 |] |
|---|----|---|

【裏面に続く】

【 注意事項 】

- ・本申請書は、児童又は生徒1名につき1枚ずつ記入し、在籍する学校長に提出してください。
- ・本申請書による学校給食の提供は、特に申し出のない限り、守谷市立小学校に入学時から、守谷市立中学校を卒業し、又は市外の学校等に転校したときまで継続します。
- ・牛乳停止及び食物アレルギー対応が必要な方は、『守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』をお読みの上、「学校給食における食物アレルギー対応申請書」をご提出ください。
- ・学校給食費を滞納し、督促の送達を受けてもなお納付されない場合は、児童手当等からの徴収又は支払い督促の申立て等の法的措置を執ることがあります。

児童手当・特例給付に係る学校給食費の徴収等に関する届出書

(滞納分のみ)

守谷市長 宛て

下記の事項について 同意します 同意しません

(1) 私は、児童手当法第21条第1項・第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付金）の額から、当該児童手当等の支払期日をもって過年度滞納分の給食費の支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤退を行わない限りにおいて、本申出に基づき、守谷市立中学校を卒業又は市外の学校等への転校まで、児童手当等から過年度滞納分の給食費の支払いに充てるものとします。

(2) 上記記入事項に不明な点が生じた場合は、関係部署からの照会に応じることを承諾します。

年 月 日

(自署)

保 護 者

.....

上記の配偶者

.....

※該当者がいない場合には記入不要

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供変更等届

対象となる 児童生徒	ふりがな			
	氏名			
	学校名	学校	学年	
(申込者) 保護者	ふりがな			
	氏名			
	続柄			
	住所 (送付先)			
	連絡先	(自宅電話)		
(携帯電話)				
変更内容	1 提供開始 (給食提供の再開) 2 提供停止 (給食提供の一時停止・市外転校等による提供終了) 3 申込内容変更 (市内転校や保護者名義変更等)			
届出事由 ※ 該当するものに○を付けてください	1 転校 (学校より 学校へ) 2 転出 (学校へ) 転出後住所： 3 申込内容変更 変更項目： 4 長期欠席のため 5 その他 (以下に理由を記載) 理由：			
適用期間 ※1	年	月	日から	年 月 日
学校給食の区分	1 完全給食 (主食・牛乳・副食) 2 牛乳停止 ※2 3 牛乳のみ (牛乳以外停止) 4 喫食なし			

※1 給食を停止できるのは、原則変更等届を受領後2日後(守谷市の休日を定める条例(平成元年守谷町条例第35号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の給食からです。

※2 牛乳停止及び食物アレルギー対応が必要な方は、『守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル』をお読みの上、「学校給食における食物アレルギー対応申請書」をご提出ください。

守谷市学校給食提供申請書（職員等申込）

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市学校給食費に関する規則の規定により、別紙名簿の職員等の当該年度の学校給食の提供を申し込みます。

なお、学校給食費は市が定める期日までに納入することを確約いたします。

学校名 (又は所属名)	
代表者名 (校長等)	
連絡担当者	
電話番号	

【注意事項】

- ・この申込書の提出をもって、学校給食の提供を承諾します。
- ・この申込書は当該年度のみ有効とします。
- ・別紙名簿にある申込者に追加・削除が生じたときは、守谷市学校給食提供申込書（職員等変更）（様式第5号）により届出願います。
- ・牛乳減免・食物アレルギー疾患等については対応できませんのでご了承ください。

年 月 日

守谷市長 宛て

守谷市学校給食提供申請書（職員等変更）

1 守谷市学校給食費に関する規則の規定により、下記のとおり学校給食の提供を申し込みます。また、守谷市が定める方法により給食費を納付することを約束します。

2 守谷市の学校給食を以下の理由により、（変更・停止）します。

理由等：]

記

ふりかな 氏名	
適用期間 (上記2を選んだ場合のみ記入)	年 月 日 ~ 年 月 日
勤務先	
代表者名 (校長等)	
担当者名 (問い合わせ先)	

備考

- 1 この申込書による学校給食の提供は、当該年度のみ有効とします。
- 2 牛乳減免・食物アレルギー疾患等については対応できませんのでご了承ください。

年 月 日

(申込先)
守谷市長 宛て

申込者
住所
氏名
電話番号

守谷市学校給食臨時提供申請書

守谷市学校給食費に関する規則の規定により、下記のとおり学校給食の提供を申し込みます。

提供を受ける者 (氏名または団体名)	
提供希望日	年 月 日 ~ 年 月 日
提供人員数	
提供場所 ※いずれかに○	1 守谷市立 学校 2 学校給食センター
理由	1 試食会 2 その他 ()

備考

- 1 この申込書は、提供を希望する日の10日前 (守谷市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日を除く。)までに提出してください。
- 2 牛乳減免・食物アレルギー疾患等については対応できませんのでご了承ください。

議案	頁数
49号	12

年 月 日

守谷市長 宛て
（学校給食センター扱い）

学校名 _____
 学校長名 _____
 担当者名 _____

学校給食喫食状況報告書

給食費の額の変更について、次のとおり報告します。

年 月分

給食開始日 及び終了日	停止 日数	実食数	学年クラス	氏名	備考
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		
月 日から 月 日まで	日	食	年 組		

- ※1 給食費の額に変更があった月の翌月5日までに報告してください。
- 2 停止日数からは、学校等の休業日を除いてください。
- 3 この報告書は、当該月で定額（月額）を徴収してはいけない者についての報告です。（月のうち給食提供を全く受けなかった者、給食を停止した日数が引き続き5日以上あった者、食物アレルギーその他の理由により牛乳を停止している者など）

様

守谷市長

守谷市学校給食提供変更による給食費の決定通知書

先般申し出のありました守谷市学校給食提供変更等届により、下記のとおり給食費の額が変更となりましたので、守谷市学校給食費に関する規則の規定により通知いたします。

学校名	
学年・組	
児童・生徒名	
理由	
決定日	
期間	
給食費の額	
その他	

議案第50号

守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂について

守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアルを別紙のとおり改訂する。

令和5年11月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年11月 日 原案 決

提案理由

本案は、学校給食センター運営委員会の答申を受け、食物アレルギーに関する正しい知識を保護者、学校、教育委員会などが共通認識することで事故を防止し、全ての児童生徒が安全で、楽しい学校生活を過ごすことを目的に、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルの改訂するものです。

議案	頁数
50号	1

守谷市
学校給食における
食物アレルギー対応マニュアル(案)

令和5年 月改訂
守谷市教育委員会

議案	頁数
50号	2

目次

第1章 基本方針	2
1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方	2
2 食物アレルギー対応委員会	5
3 学校給食における主な対応方法	6
4 対応申請の確認から対応開始までの流れ	9
第2章 給食センターの対応	12
1 給食センターでの献立作成・調理	12
2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について	13
第3章 教室での対応	16
1 給食の時間における配慮	16
2 レベル別の教室での対応	16
第4章 学校給食における事故発生時の対応	18
1 事故発生時の対応	18
2 事故発生時の関係機関連絡体制	19
3 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応	20
4 救急車要請(119番通報)のポイント	23
5 症状チェックシート	24
6 エピペン®の使い方	25
第5章 ヒヤリハット事例	26
参考資料	38
資料	28

第1章 基本方針

1 学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方

(1) 目標

食物アレルギーを有する児童生徒においても、給食時間を安全に、かつ、楽しく過ごすことができるようにします。

(2) 原則

- 食物アレルギーを有する児童生徒にも給食を提供します。
そのためにも安全性を最優先とします。
- 食物アレルギー対応委員会により組織的に対応します。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和2年3月改訂（財）日本学校保健会）」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表」の提出を必須とします。
- 安全性確保のため、原因食物完全除去対応（提供するかしないか）を原則とします。
- 学校及び給食センターの施設設備、人員などを鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行いません。
- 教育委員会は食物アレルギー対応について一定の方針を示すとともに、各学校の取組を支援します。

(3) 実施基準

基本的に、以下の基準をすべて満たした場合に各学校の「食物アレルギー対応委員会」で対応を決定し、給食を実施します。

- (1) 医師により食物アレルギーと診断され、学校給食での管理が必要であると指示がなされている。（原則としてアレルギー専門医の診断とする。）
- (2) 症状などに変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は毎年、医師が診断した「学校生活管理指導表」の提出がある。
- (3) 医師の診断に従い、家庭でも原因食物の除去などの対応を行っている。
- (4) 学校生活管理指導表をもとに、学校で「食物アレルギー対応委員会」を開催し、対応を検討・決定している。

(4) 用語解説

ア 食物アレルギーとは

文部科学省は「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（令和元年度改訂）」（以下「ガイドライン」という。）で、食物アレルギーの定義として「一般的には食物を摂取することによって、皮膚・呼吸器・消化器あるいは全身性に生じるアレルギー反応のことをいいます」とし、治療としては「管理は『正しい診断に基づく必要最小限の除去』です。食物経口負荷試験により診断を正確に行い、必要最小限の除去をすることが大切です。」としています。

イ アナフィラキシーとは

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因（低温/高温など）によって起こる場合があることも知られています。症状や治療、対応については「第4章 学校給食における事故発生時の対応」を参照してください。

ウ 原因食物とは

ガイドラインでは、学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）（以下「管理指導表」という。）に示されている原因食物について「食物アレルギーはあらゆる食物が原因となりますが、平成23年即時型食物アレルギー全国モニタリング調査では学童から高校生までの新規発症では甲殻類、果物が多く、誤食による原因食物は鶏卵、牛乳、落花生、小麦、甲殻類の順に多くなっています。木の実類（クルミ・カシュー・アーモンドなど）も最近増えており、アーモンドが令和元年に加工食品のアレルギー推奨表示の項目に新たに加わりました。」と示しています。令和5年3月9日、食品表示基準が改正され、アレルギー表示が義務付けられた品目（特定原材料）に「くるみ」が追加されました。

本マニュアルでは原因食物として鶏卵を「卵」、牛乳・乳製品を「乳」と表します。

※鶏卵には、うずらなどにわとり以外の卵や、卵殻カルシウムは含みません。

※牛乳・乳製品には、乳糖は含みません。詳しくは8頁を参照してください。

エ 同一工場、製造ラインとは

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック（令和3年3月消費者庁）」で意図しない混入への対応について「食品を製造する際に、原材料として使用していないにもかかわらず、特定原材料などが意図せず最終製品に混入さ

れてしまう場合があります。」とし、「意図しない混入防止策の徹底を図ることが大前提であり…十分な対策を図っても、混入の可能性を排除できない場合には注意喚起表示を行う。」と規定しています。

「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」（以下「対応指針」という。）では、「以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。」とし、その中で「加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある。」と挙げています。

給食センターでも、料理に原材料として使用してはいなくても、同じ施設内で原因食物を扱っています。

弁当対応の考慮対象

以下の（ア）（イ）に該当する場合は安全な給食提供は困難であり、弁当対応を考慮します。

（ア）極微量で反応が誘発される可能性がある等の場合

- a) 調味料・だし・添加物の除去が必要
- b) 加工食品の原材料の欄外表記（注意喚起表示）の表示がある場合についても除去指示がある

（注意喚起例）

- 同一工場、製造ライン使用によるもの
「本品製造工場では○○（特定原材料等の名称）を含む製品を製造しています。」
- 原材料の採取方法によるもの
「本製品で使用しているしらすは、えび、かにが混ざる漁法で採取しています。」
- えび、かにを補食していることによるもの
「本製品（かまぼこ）で使用しているイトヨリダイは、えび、かにを食べています。」

- c) 多品目の食物除去が必要
- d) 食器や調理器具の共用ができない
- e) 油の共用ができない
- f) その他、上記に類似した学校給食で対応が困難と考えられる状況

（イ）施設の整備状況や人員等の体制が整っていない場合

※単にエビベンが所持であるとか、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるだけで弁当対応にする必要はありません。

※同一日に該当する場合、主治医にそこまでの対応が必要であるか改めて確認することが望まれます。

「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）

オ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)とは

ガイドラインでは、管理指導表について「アレルギー疾患の児童生徒などに対する取組を進めるためには、個々の児童生徒などについて症状などの特徴を正しく把握することが前提となります。」「管理指導表は個々の児童生徒などについてのアレルギー疾患に関する情報を、主治医・学校医に記載してもらい、保護者を通じて学校に提出されるものです。」と示しています。令和4年4月から診療情報提供として診療報酬の算定の対象となり、保険適用となりました。

参照：保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について（令和4年4月1日文部科学省）

議案	頁数
50号	6

2 食物アレルギー対応委員会

(1) 食物アレルギー対応委員会の設置と役割

対応指針では、食物アレルギー対応委員会について「校長を責任者とし、関係者で組織します。委員会では、校内の児童生徒の食物アレルギーに関する情報を集約し様々な対応を協議、決定します。また校内危機管理体制を構築し、各関係機関と連携や具体的な対応訓練及び校内外の研修を企画、実施、参加を促します。」と示しています。

また、「なお、食物アレルギーは既往症のある児童生徒のみが発症するとは限らず、学校給食で初めて食した物に反応する事例も少なからずあります。

(中略) このため、現在食物アレルギーを有する児童生徒がいない学校にあっても体制整備を行う必要があります。」と、全ての学校で設置する必要性を挙げています。

(2) 委員構成例と主たる役割(例)

各委員は相互に緊密な情報交換並びに連携を図ります。

◎委員長 校長(対応の総括責任者)

○委員

- ・副校長・教頭(校長補佐、指示伝達、外部対応)※校長不在時には代行
- ・教務主任・主幹教諭(教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応)
- ・養護教諭(実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止)
- ・保健主事(教務主任・主幹教諭・養護教諭・栄養教諭などの補佐)
- ・給食主任(栄養教諭などの補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底)
- ・関係学級担任・学年主任(安全な給食運営、保護者連携、事故防止)

※必要に応じて、食物アレルギー対応委員会は、教育委員会の担当者、学校医、関係保護者、主治医、給食センター所長、栄養士などを加えたり、助言を求めたりします。

3 学校給食における主な対応方法

学校給食における食物アレルギー対応には、以下のような種類があります。

- レベル1 詳細な献立表対応
- レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）
- レベル3 除去食対応（飲用牛乳の停止）
- レベル4 代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食提供）

各対応レベルの決定は、児童生徒の食物アレルギーの状態（重症度や除去品目数など）や対応を行うための学校及び給食センターの施設状況（人員や設備の充実度、作業ゾーンなど）を総合的に判断して、校内の食物アレルギー対応委員会が行います。

また、保護者の要求のままに実情に合わない無理な対応を行うことは、かえって事故を招く危険性を高めてしまいます。保護者が記入したレベルを参考に、あくまでも医師の診断と指示に基づいて対応を決定するものです。

(1) レベル1 詳細な献立表対応

対応指針ではレベル1について「給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応」と示されています。守谷市では、学校給食の原材料を詳細に記した「詳細献立表」「喫食確認表」を家庭に配布、学校は、保護者が記入した「喫食確認表」で喫食を判断できるようにします。

<対象>

- ・単品で提供されるもの（例 果物など）について、本人が原因食物を取り除くことができる場合

<注意点>

- ・給食センターは、詳細献立表の作成に当たって、記入漏れや間違いがないように必ず複数の関係者が確認します。
- ・保護者は、毎月「詳細献立表」を確認し、「喫食確認表」に喫食の有無を記入して学校へ提出します。
- ・面談時に、保護者には、児童生徒本人に取り除く食品をよく理解させておくことについて協力を求めます。
- ・学級担任は、給食前に必ず「喫食確認表」を見て配食し、誤配を防ぎます。
- ・学級担任は、原因食物を正しく理解し、他の児童生徒にも正しく理解するよう指導します。
- ・学級担任は、不在時の対応（代理者などへの伝達）を明確にします。

(2) レベル2 弁当対応(一部弁当対応、完全弁当対応)

対応指針では、一部弁当対応について「当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。」、完全弁当対応について「食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。」と示されています。守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。なお、レベル1同様「詳細献立表」と「喫食確認表」を家庭に配布します。

ア 一部弁当対応

<対象>

- ・原因食物を料理に使用しており、除去が困難な場合。
※守谷市では、レベル1以上の対応を希望した全ての児童生徒に、必要に応じて一部弁当の持参を認めています。

<注意点>

- ・保護者は、「喫食確認表」に弁当の持参について記入し、学校に提出します。
- ・学級担任は、給食前に必ず「喫食確認表」を見て弁当の有無を確認します。
- ・食べられないおかずがあった場合でも、給食費の返金の対象とはしません。
(飲用牛乳を除く)
- ・保護者には、給食センターからの情報提供や、学校から夏場に保冷剤を使用するなどの依頼を通して、弁当を衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・学校は、保護者に誤食誤配防止のため、弁当に名前の記入を求めます。

イ 完全弁当対応(給食停止)

<対象>

- ・原因食物の種類が多い場合や、重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合。

<注意点>

- ・保護者には、誤食誤配防止のため、弁当に名前を記入し、夏場は保冷剤を使用するなど、学校で衛生的に保管できるよう協力を求めます。
- ・給食費は徴収しません。

(3) レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)

申請のあった原因食物（飲用牛乳）を除いた学校給食を提供します。本来は、レベル3は除去食対応ですが、守谷市では飲用牛乳のみ提供を中止し、給食費の減免対応を行います。

<対象>

- ・食物アレルギーなどにより継続して（3か月以上）牛乳の飲用を中止し、月を通じて牛乳を飲用しない場合。

<注意点>

- ・飲むヨーグルトなどが提供される場合も、同様の対応を行います。
- ・給食費においては、守谷市給食費取扱要綱（令和6年4月から守谷市学校給食に関する規則）により、減額します。
- ・給食センターは、食物アレルギーでない場合も減免対応を行います。事故防止のため病院の受診をお願いする場合があります。

(4) レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)

対応指針では「広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。」と示されています。守谷市では、卵・乳を含む主食、料理のみ代替食を提供します。申請のあった原因食物の卵（鶏卵）・乳（牛乳・乳製品）を該当する主食や料理から除き、別の食品を用いて給食を提供します。代替食（汁物やデザートも含む）に限り、記名された専用の容器で代替食を提供します。

<対象>

- ・家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合

<注意点>

- ・代替食は卵・乳のみの対応とします。
- ・給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。
- ・保護者は、喫食確認表で代替食の希望を選択し、給食センターに提出します。
- ・食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品^{*}は、基本的に除去はしません。詳しくは12頁をご確認ください。
- ・該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。
- ・誤食を防ぐため、原則として専用の容器から直接食べるようにします。

^{*}「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文部科学省）」19頁を参照

4 対応申請の確認から対応開始までの流れ



(1) 学校給食における対応開始フローチャート



(2) 食物アレルギー調査の流れ

ア 新入生

- ① 就学時健康診断（10～11月）
 - ・教育委員会（給食センター）は、「別紙1 学校における食物アレルギー対応申請書」、「別紙2 給食費（牛乳代）減免申請書」、「別紙3 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。
 - ・就学時健康診断で保護者へ書類を配布する。
 - ・教育委員会（給食センター）の栄養士は、開催する各小学校に出向き、食物アレルギー対応を希望する保護者へ聴き取りを行う。

- ② 新入学児保護者説明会（1～2月）
 - ・保護者は、新入学児保護者説明会で別紙1～3を提出する。
 - ・学校は、保護者から提出された資料を取りまとめ、原本を保管し、写しを教育委員会（給食センター）へ提出する。

- ③ 面談（1～2月）
 - ・学校は、保護者と連絡調整の上、保護者、管理職、養護教諭、学級担任等で面談を実施する。
 - ・学校は、提出された書類をもとに「別紙4 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」を記入する。

- ④ 対応開始
 - ・教育委員会（給食センター）は、「別紙5 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙6 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。
 - ・学校は、入学式で保護者へ「別紙6」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

イ 在校生

① 進級時の対応希望調査（12月～）

- ・教育委員会（給食センター）は「別紙1 食物アレルギー対応申請書」、「別紙2 給食費（牛乳代）減免 申請書」、「別紙3 学校生活管理指導表」を学校へ配布する。
- ・学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

② 小学校6年生（卒業生）の対応希望調査（12月～）

- ・教育委員会は①と同様に、小学校6年生へ希望調査を配布する。
- ・小学校は、保護者へ書類を配布し、提出された書類の複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。
- ・小学校は、提出された書類の原本を進学先の中学校へ送る。
- ・進学先が区域外の場合は、進学先を給食センターへ連絡する。
- ・進学先が市外の場合は、対応中止として書類を提出し、進学先への提出は不要とする。

③ 面談（2～3月）

- ・対応レベルが変わるなどの場合は、必要に応じて面談を行う。
- ・面談を行った場合には、学校は、提出された書類をもとに「別紙4 食物アレルギー面談表（個別支援プラン）」を記入する。
- ・学校は、保護者と連絡調整の上、保護者、管理職、養護教諭、学級担任等で面談を実施する。学校が必要とする場合には、教育委員会（給食センター）と連絡調整の上、オンライン等の活用を考慮しながら栄養士が同席する。

④ 対応開始

- ・教育委員会（給食センター）は、「別紙5 食物アレルギー対応決定通知」と「別紙6 詳細献立表・喫食確認表」を学校へ配布する。
- ・学校は、「別紙6」を配布し、提出された書類を取りまとめ、複写を教育委員会（給食センター）へ提出する。

第2章 給食センターの対応

1 給食センターでの献立作成・調理

(1) 原則として使用しない食材

特定原材料および特定原材料に準ずるもののうち

【くるみ、そば、落花生(ピーナッツ)、アーモンド、あわび、いくら、カシューナッツ、キウイフルーツ、まつたけ】

原則として、給食に上記の食品(加工食品やドレッシング等も含む)は使用しません。 ※他の食材の加工工場内で上記の食品を使用している場合があります。

※同工場内、同一製造ラインで使用している場合は、この対象とはなりません。

(2) 考慮して使用する食材

【卵・乳・小麦・えび・かに】

次のように提供方法などを工夫します。

- ・提供する際は、使用するねらいを明確にし、使用していることが明確な料理や料理名とします。
- ・卵は、よく加熱して提供します。
- ・できる限り、1回の給食で複数の料理に同じ原因食物を使用しないように配慮し、同じ原因食物を使用する日が続かないよう、その原因食物が使用されない日を作るなど考慮します。

また、献立を作成する際は以下の点を考慮して食材を選定します。

- ・卵や乳が含まれていないベーコンやソーセージ、練り製品を選定します。
- ・卵が含まれていないパンを選定します。
- ・卵を使っていないノンエッグマヨネーズを使用します。
- ・唐揚げでは、小麦粉のかわりに片栗粉を使用します。
- ・フライの衣やハンバーグに卵や乳を使用しません。

(3) 調味料・だし・添加物について

対応指針では「調味料・だし・添加物については、食物アレルギーの原因食物に関連するものであっても、症状誘発の原因となりにくい食品については、基本的に除去する必要はありません。」と示されています。これらについて対応が必要な場合は、重篤なアレルギーがあることを意味するため、弁当対応を考慮します。



原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

名称:肉だんご
原材料名:豚肉、ゼラチン、食塩、砂糖、しょうゆ(小麦を含む)、香辛料(小麦を含む)、酵母エキス、調味料(アミノ酸、核酸)

【小麦の例】
このような表示であれば、特に医師の指示がない限り、基本的に除去する必要はありません。

2 代替食(卵・乳を含む主食とおかず)について

守谷市でこれまで行ってきた「別メニュー」の提供は、保温・保冷ができず、提供できる料理も限られていました。

そこで、令和5年度から卵（鶏卵）乳（牛乳・乳製品）を含む主食と料理に限り、希望者に専用の容器で代替食を提供します。

(1) 対象

卵、乳、又はその両方の食物アレルギーと診断されており、家庭で原因食物の除去などの対応を行っていて、給食センター、学校、本人が安全に管理・提供・喫食できる場合。

(2) 代替食の内容

給食センターの調理能力を考慮して、安全性が十分に確保される範囲で代替食を提供します。該当の主食・料理以外は、通常の給食となります。

ア 卵アレルギーを有する場合の献立例

通常給食



ごはん 牛乳 にらまんじゅう
野菜いため 卵の中華スープ

代替食希望者の給食 変更内容



卵の中華スープ
→豆腐の中華スープ

ごはん 牛乳 にらまんじゅう
野菜いため 豆腐の中華スープ

イ 乳アレルギーを有する場合の献立例



コッペパン 牛乳 チキンソテー
チーズサラダ ミネストローネ



ごはん チキンソテー
フレンチサラダ ミネストローネ

コッペパン
→ごはん
チーズサラダ
→フレンチサラダ
牛乳
→牛乳減免

ウ 主な主食・おかずの代替食例

コッペパン（乳） → ごはん 卵スープ（卵） → 野菜スープ
シチュー（乳） → 豆乳スープ オムレツ（卵） → 豆腐ハンバーグ

※主食のごはんは、市内のごはん業者から提供します。

(3) 容器

代替食を希望した料理は、以下の容器で提供します。誤配防止のため、学校名、学級、名前を記載します。また、事故防止のため、原則として容器から直接食べるようにします。



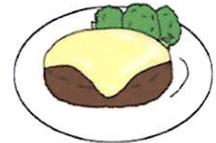
(4) 調理・提供の工夫

以下のように調理や提供方法を工夫します。

ア 原因食物の明確化

通常の給食で、原因食物が料理に使用されていることが一目で分かるようにします。また、献立表や料理名も「イタリアンスープ」ではなく「卵のイタリアンスープ」にするなど、工夫します。

例：ハンバーグにチーズを練り込むのではなく、上にのせる。



イ 安全な代替食の提供

原因食物が入っている料理と、除去した代替食の料理で色や形を変えてわかりやすくします。また、事故防止のため、代替食に関してはおかわりをしません。そこで、代替食は通常の給食よりも多めに提供します。



ウ 調理器具、食材、人、場所の差別化

代替食を調理する作業を差別化します。調理はアレルギー専用調理室で行い、事故予防につなげます。また、専任の調理担当者を配置し、他と異なるエプロンを着用するなど、作業の単純化、引継ぎによるエラーを防ぎます。

(5) やむを得ず、急な献立変更を行う場合

材料確保の問題や調理の都合でやむを得ず、急な献立変更をする場合があります。その際は次のとおり対応します。

ア 給食センターから学校長へ変更内容を連絡します。

イ 学校は、保護者へ変更内容を連絡します。

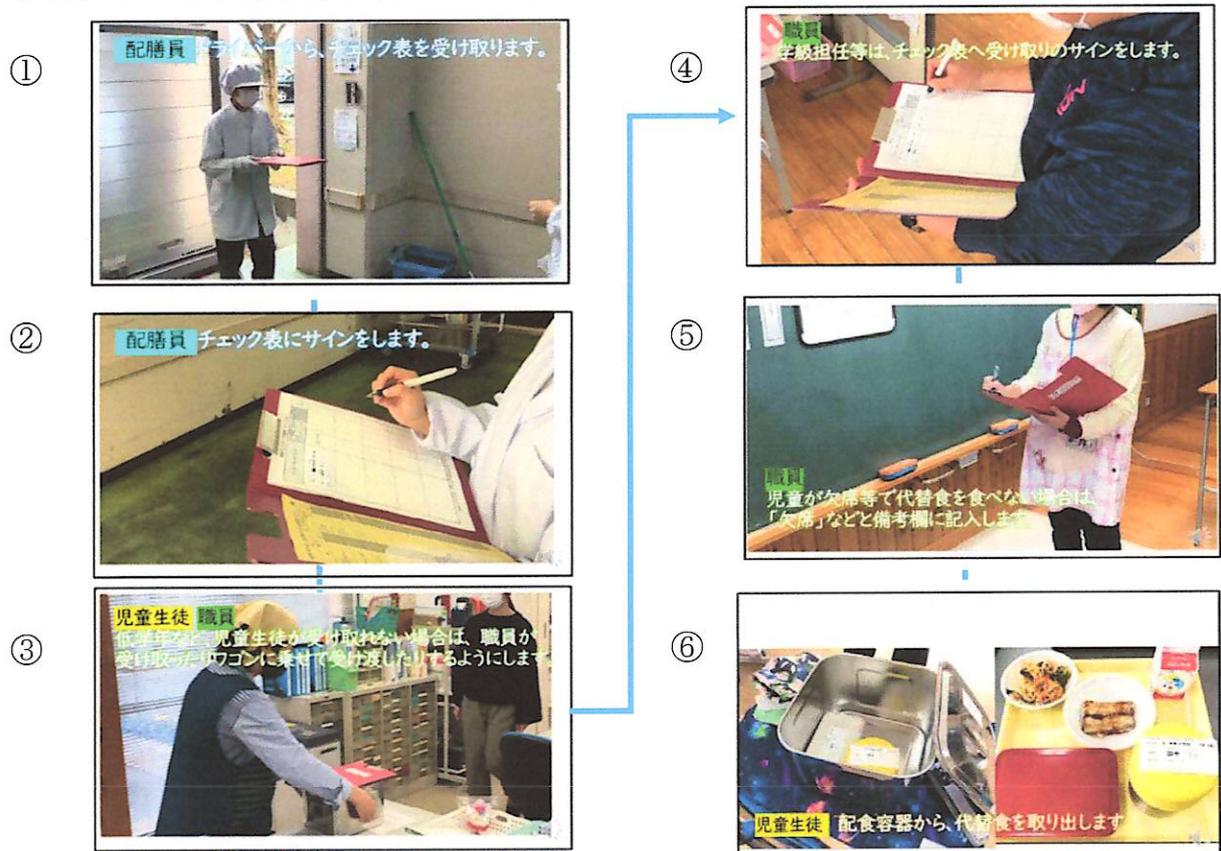
ウ 学校は、保護者の確認に基づいて対応します。

(6) 代替食の受配時の場所・方法

あらかじめ、確認作業の方法（確認者やタイミング）を決め、チェック表を用いることで誤配防止につなげます。チェック表は、喫食確認表を活用することで資料ミスや誤配を防ぐことができますようにします。

- ア 調理員：給食センターで調理、配食、積み込み時にチェック表に記入します。
- イ 配送員：学校で、配膳員に受け渡した時にチェック表に記入します。
- ウ 配膳員：学校で、コンテナ受け取り時にチェック表に記入します。
また、ワゴンを別にするなど安全に保管、引き渡しができるようにします。
- エ 担任：教室で、受取時にチェック表に記入し、児童生徒の喫食状況を確認する。

学校における代替食提供までの流れ



給食センター調理室内図



アレルギー専用調理室

第3章 教室での対応

1 給食の時間における配慮

誤食防止の目的で、以下の項目などを取り決めます。特に代替食について、通常の給食との違いを担任、児童生徒本人が確認する方法を決めるようにします。また、給食の時間中に誤食事故が起きないようにルールを決めるなどの配慮をします。

(1) 給食の時間中のルール例

- ◇献立内容の確認方法
- ◇給食当番の役割確認
- ◇配膳時
- ◇おかわりなどを含む喫食時の注意事項
- ◇片付け時
- ◇その他交流給食や担任が不在時の注意事項

2 レベル別の教室での対応

レベル別の教室での対応を以下に示します。また、全体を通して、配膳や片付けに関しては保護者の確認に基づいて対応します。

(1)レベル1 詳細な献立表対応の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・教室内に喫食確認表を掲示し、原因食物と給食の内容を毎日確認します。
- ・誤食が起きないように注意します。

【児童生徒】

- ・保護者との確認に基づいて、自分自身で確認し除去対応を行います。

(2)レベル2 弁当対応（一部弁当対応、完全弁当対応）の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・一部給食を食べる場合は給食内容を把握し、誤食事故が起きないように注意します。

【児童生徒】

- ・持参した弁当が自分のものであるか確認します。
- ・保護者との確認に基づいて対応します。

(3)レベル3 除去食対応(飲用牛乳の停止)の場合

【学級担任】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。
- ・飲むヨーグルト等なども牛乳減免の対象となることに注意します。

【児童生徒】

- ・保護者の確認に基づいて対応します。

(4)レベル4 代替食対応(卵・乳を含む主食、料理の代替食提供)の場合

【学級担任】

- ・喫食確認表をもとに、保護者の確認に基づいて対応します。
- ・代替食を受け取り、表示された学校名、学級、名前を本人と口頭で確認します。
- ・同じ学級に違う食品の対応者がいる場合、特に注意して対応します。
- ・おかわりで事故が起こらないようにするために、代替食に関しておかわりはさせません。
※代替食はおかわりを考慮して多めに提供します。
- ・他の児童生徒にも十分理解ができるように指導します。

【児童生徒】

- ・学校名、学級、名前や料理を確認してから食事を始めます。
- ・代替食のおかわりはしません。
- ・代替食の容器は、来たとおりに返します。

第4章 学校給食における事故発生時の対応

ガイドラインでは、緊急時の対応について「アレルギー疾患の緊急時に適切な対応をするためには、日頃から準備と緊急時に適切に行動できるようにするための訓練が必要です。日頃からの準備はアレルギー対応委員会の中で行います。緊急時に適切な行動ができるようにするため、「緊急時対応マニュアル」の整備をすること、緊急時にしなければいけないことを予め整理をし、役割分担ができるように全教職員が理解すること、行動ができるように定期的に訓練することが必要です。」と示されています。

1 事故発生時の対応

学校給食に起因すると思われる事故が発生した場合には、次の事項に留意し、速やかに適切な措置を講じます。なお、食物アレルギーに関する内容だけでなく、異物混入などの場合も同様に対応します。

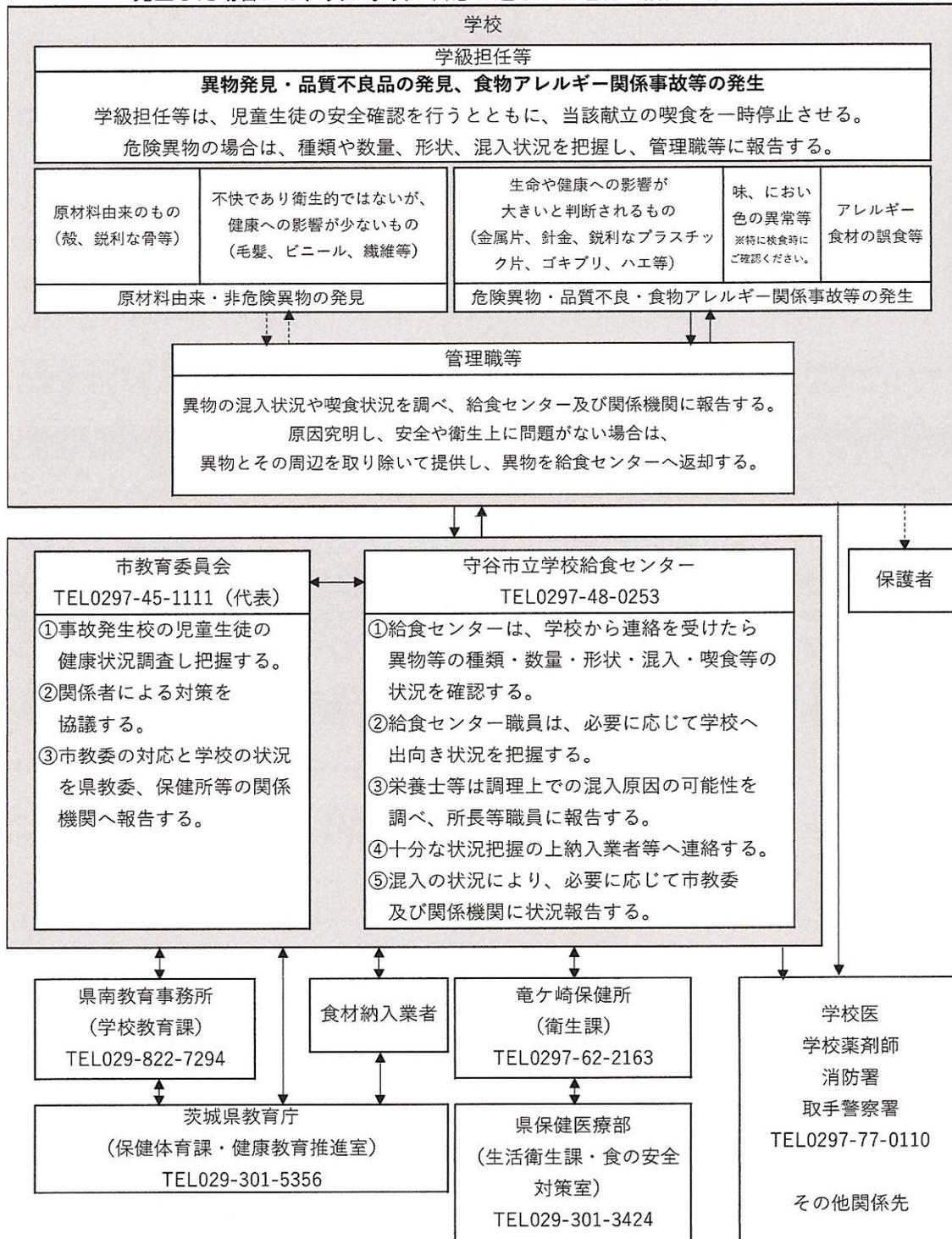
- ア 必要に応じて学校医、教育委員会、保健所等に連絡し、患者の措置に万全を期すこと。
- イ 学校医の意見を聞き、健康診断、出席停止、臨時休校、消毒その他事後措置の計画に基づいて予防措置を行うこと。
- ウ 保護者、その他関係方面に対しては、状況を周知させ協力を求めること。
- エ 事故の発生原因については関係機関の協力を求めて、これらを明らかにするよう努め、その原因の除去、予防に努めること。
- オ 事故が発生した場合、学校は下記関係図に基づいて速やかに関係機関へ連絡すること。なお、終結の場合も同様とする。

2 事故発生時の関係機関連絡体制

学校給食における異物・品質不良・食物アレルギー関係事故等発生時の対応フロー図

守谷市教育委員会

学校給食に起因すると思われる異物・品質不良・食物アレルギー関係事故等が発生した場合には、次の事項に留意し速やかに適切な措置を講ずること。



守谷学校給食における異物・品質不良・食物アレルギー関係事故等発生時の対応フロー図より引用

3 緊急時(アナフィラキシー発症時)の対応

(1) アナフィラキシーとは

ア 定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言います。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかかわる重篤な状態であることを意味します。

また、アナフィラキシーには、アレルギー反応によらず運動や身体的な要因(低温/高温など)によって起こる場合があることも知られています。

イ 頻度

平成 25 年の文部科学省調査ではアナフィラキシーの既往を有する児童生徒等の割合は、小学生 0.6%、中学生 0.4%、高校生 0.3%でした。エピペン®保持者は小学生 0.4%、中学生 0.2%、高校生 0.1%でした。

ウ 原因

児童生徒等に起きるアナフィラキシーの原因のほとんどは食物ですが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス(天然ゴム)などが問題となります。中にはまれに運動だけでも起きることがあります。

エ 症状

皮膚が赤くなったり、息苦しくなったり、激しい嘔吐などの症状が複数同時にかつ急激に見られますが、もっとも注意すべき症状は、血圧が下がり意識の低下が見られるなどのアナフィラキシーショックの状態です。迅速に対応しないと命にかかわることがあります。

オ 治療

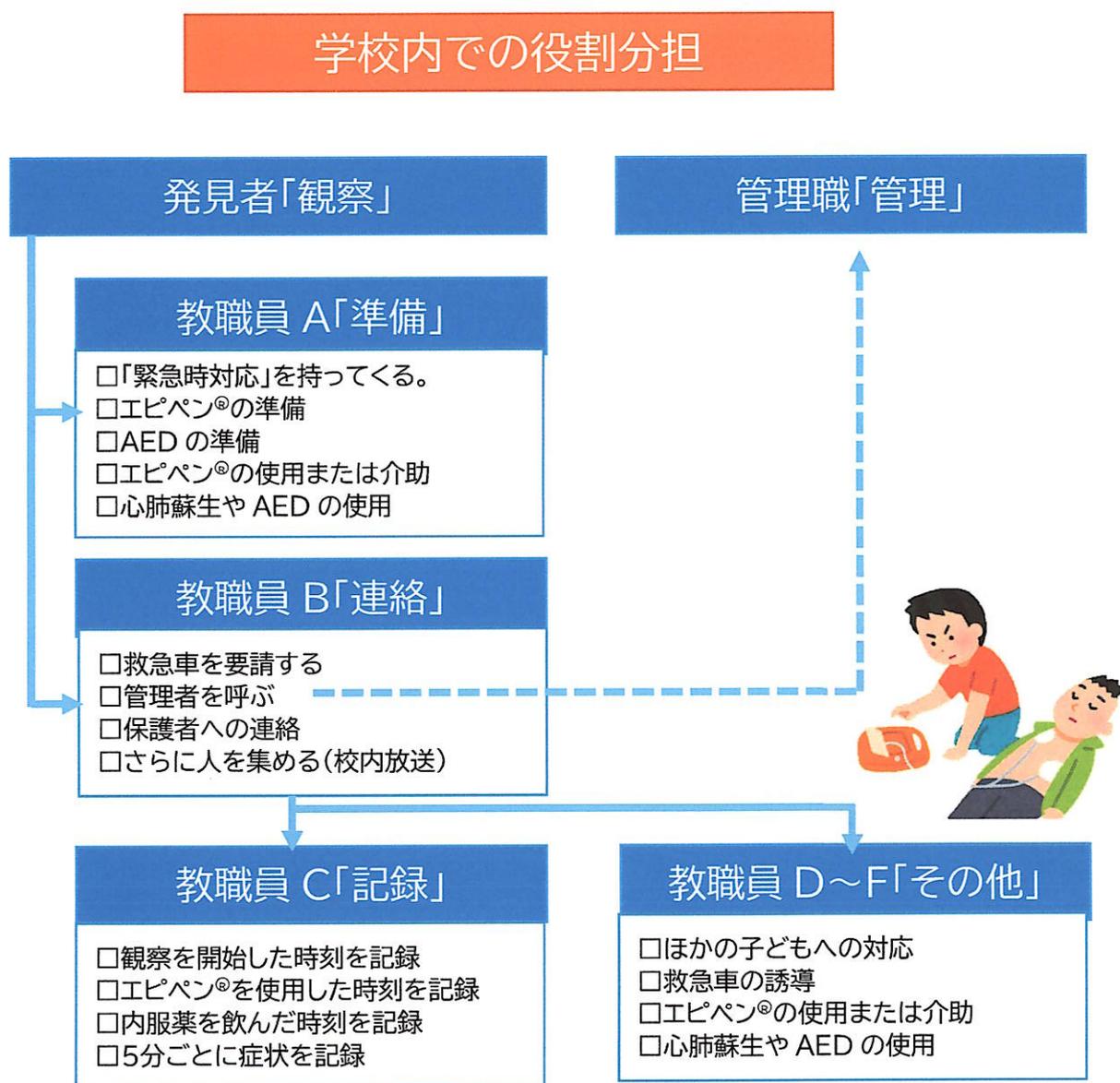
具体的な治療は重症度によって異なりますが、意識の障害などが見られる重症の場合には、まず適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにします。そして、意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じて一次救命措置を行い、救急車で医療機関への搬送を急ぎます。アドレナリン自己注射薬である「エピペン®」を携行している場合には、緊急性が高いアレルギー症状(21 ページ)があると判断したタイミングでショックに陥る前に注射することが効果的です。

参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより引用

(2) 学校における緊急時の対応

ア 学校内での役割分担

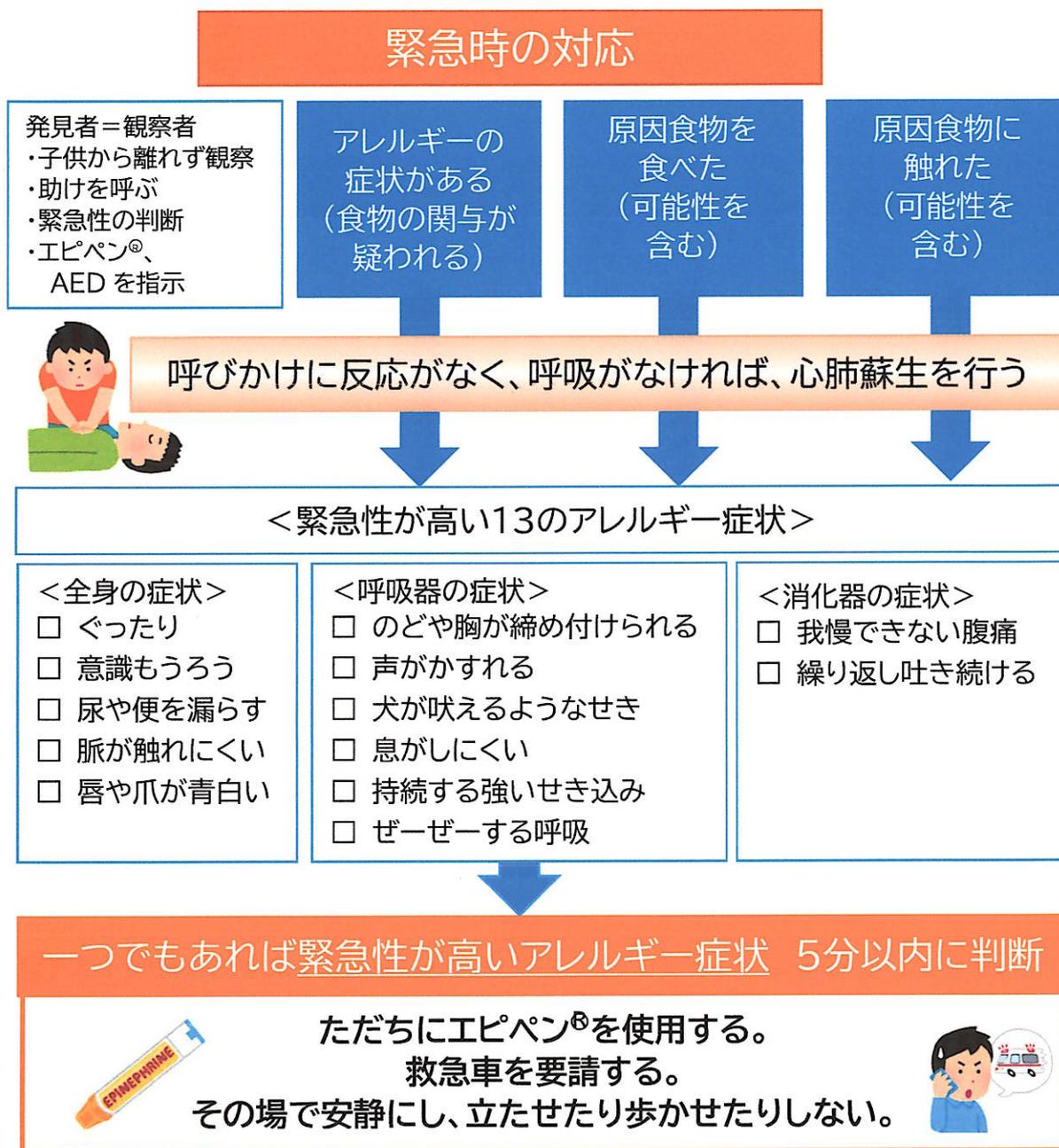
役割分担には、発見者、準備係、役割分担には、発見者、準備係、連絡係、管理係、記録係、その他の役割があります。発見者は、担任になることが多いですが、誰でもなり得ることを想定しておきます。発見者は、児童生徒等から離れず観察しながら、人を集めます。学校によって大声で呼ぶ、非常ベル・無線機器・携帯電話などの活用を検討し、適切な方法で訓練します。発見者は、集まった人に的確に役割を指示します。



参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより引用

イ 学校における緊急時対応の流れ

アレルギー症状を認めたり、原因食物を食べてしまったりした場合には、発見者は、児童生徒等から目を離さないで、助けを呼び、人を集めます。集まった人にエピペン®とAED等を持ってくるように指示をします。ここで学校内での役割分担を全教職員が知っているのと速やかに行動できます。緊急性の高いアレルギー症状があるかどうかの判断を5分以内に行います。緊急性の高いアレルギー症状として13の症状があります(下図)。いずれかのうち一つでも症状があれば、緊急性の高いアレルギー症状があると判断します。



参考：学校のアレルギー疾患に対応する取り組みガイドラインより一部改変し、引用

4 救急車要請(119番通報)のポイント

- ★あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える
- ★119番をダイヤルする



(1) 救急であることを伝える

火事ですか？
救急ですか？

「救急です」



(2) 救急者に来てほしい場所を伝える

住 所：

学校名：守谷市立

学校

電 話：

※あらかじめ必要事項を記載しておくとい

(3) いつ、だれが、どうして、現在どうなのかを伝える

いつ : (例 給食後)

だれが : (例 ○年生の 男子・女子が)

どうして : (例 アレルギーがある卵を食べて)

どうなのか : (例 呼吸が苦しいと言っている)

※持病やかかりつけ医を尋ねられる場合もあるので、わかるようにしておく。

(4) 通報している職員の氏名と連絡先を伝える。

氏 名：

通報後に連絡可能な電話番号：

※救急車を誘導する職員を校門へ向かわせる。

6 エピペン®の使い方

● エピペンのしくみ

青色の安全キャップ
視認性を高め誤注射を防ぐ安全機能

人間工学的に設計された握りやすい持ち手
しっかり握れて、持ちやすい

分かりやすいイラスト付き取扱説明
イラストが大きく使い方がすぐに分かる

開けやすいワンタッチ押し上げ式携帯用ケース
片手で簡単に開けられる

内蔵されたオレンジ色のニードルカバー
使用前も使用後も、針が露出しない(安全性が向上)

明るいオレンジ色の先端
先端(針先)がすぐに見分けられる

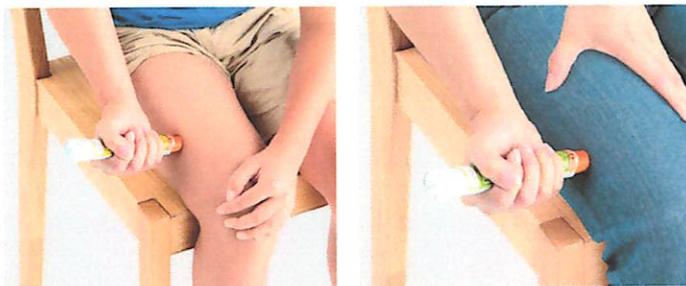


▲ 製品(エピペン®注射液)0.15mg

※教職員のエピペン®使用
救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン®」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射する場合には、医師法違反とならない。

★アナフィラキシーの徴候や症状を感じたときに、
太ももの前外側に速やかに注射してください。

【 エピペン®の使い方 —アナフィラキシーがあらわれたら— 】



携帯用ケースのカバーキャップを指で開け、エピペン®を取り出します。オレンジ色のニードル(針)カバーを下に向けて、エピペン®のまん中を利き手でしっかりと握り、もう片方の手で青色の安全キャップを外し、ロックを解除します。

エピペン®を太ももの前外側に垂直になるようにし、オレンジ色のニードル(針)カバーの先端を「カチッ」と音がするまで強く押し付けます。太ももに押し付けたまま数秒間待ちます。エピペン®を太ももから抜き取ります。

注射後、オレンジ色のニードル(針)カバーが伸びているかどうかを確認します。ニードル(針)カバーが伸びていれば注射は完了です(針はニードルカバー内にあります)。

★誤注射を避けるために ● オレンジ色のニードル(針)カバーの先端に指などを押し当てると、針が出て危険です。絶対に行わないでください。

マイラン EPD 合同会社 エピペンサイトからの引用

議案	頁数
50号	27

第5章 ヒヤリハット事例

1 ヒヤリハット事例について

(1) 牛乳のしびき飛び跳ね

牛乳の後片付けをしているときに、牛乳パックの中にもう中身が入っていないと思って逆さまにしたら、中に残っていた牛乳が、乳アレルギーを持つ児童の近くでこぼれた。

【起因】

児童が牛乳パックの中身の確認をしなかった。食物アレルギーを持つ児童がいることについて周囲の児童が危機感を持っていなかった。

【改善点】

- ・牛乳パックを開けるときに、どの位中身が残っているかを確認する。また、担任が牛乳パックを片付ける前に声をかけ、意識をしながら片付けができるようにする。
- ・担任や担任外の職員を中心に給食時に一緒に食事をし、アレルギーがある児童本人及び児童の状況を観察・指導・支援を続けている。

(2) 担任が不在時の情報の伝達不足(はんぺんの山芋)

おでんに入っている「はんぺん」を取り除き、食べない予定であったが、当日担任が不在であり填補者にそのことがうまく伝達されなかった。アレルギーを持つ児童は、一口食べてしまったが、症状等はなし。

【起因】

- ・アレルギーを持つ児童の給食対応は、年に1～2回程度の頻度であり、たまたま担任が不在の日であった。
- ・クラスの担任が不在時の填補計画書が、その日の給食について、対応の必要があるか確認できない別紙であった。

【改善点】

- ・調理されたものから原因食品を取り除いて食べるという対応は、現在はしていない。
- ・填補計画書に食物アレルギーの欄を設け、食物アレルギーを持つ児童の在籍の有無や対応の有無を記入できるようにした。填補者は確認したら、確認欄にチェックを記入することとした。
- ・職員室前方黑板カレンダーに対応児童名の磁石を貼ることで、填補者が該当クラスに食物アレルギーを持つ児童がいるか確認できるようにした。

(3) 給食後

当該児童は保護者からの連絡では、特に食物アレルギーはなかった。当日は、風邪のため体調不良であった。昼休みに鬼ごっこをして運動後、清掃の時間に気分が悪くなり、養護教諭が不在だったため職員室で休んでいた。数分経過したところで咳が出てきて、気分もさらに悪くなり、目の周りに浮腫の症状が見られたため、緊急で医療機関を受診した。

【起因】

- ・新規発症だったため予測ができなかった。
- ・風邪のためもともと体調が悪かったところに、エビ・イカを含んだ食品を食べた後、走り回ったことも重なり発症したと考えられる。

【改善点】

- ・医療機関において、食物アレルギーの検査を実施し、エビ・カニ・イカ除去必要と診断された。
- ・内服薬とエピペン®が処方された。「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出するようお願いした。
- ・校内教職員に対し、経過報告と緊急時対応の確認及び食物アレルギーについてとアナフィラキシーの対応やエピペン®の使い方の実習を含めて職員研修を行った。

(4) 本人による誤食

アレルギーを持つ児童が「綺麗な色のサラダで食べたくなってしまった。」と、アレルギー原因食物を食べてしまった。

【起因】

- ・保護者は、児童の判断に任せていた。
- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出がされていなかったため原因食品について確認ができていなかった。
- ・「健康管理カード」についても未提出だったため、管理していなかった。

【改善点】

- ・「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出してもらったことで、アレルギー原因食物が明確になった。
- ・毎月の献立表や毎日の連絡帳で保護者と担任等が確認できるようになった。

児童の死亡事例

平成24年12月20日、調布市の小学5年生の児童が、給食を食べた後に体調不良を訴え、搬送先の病院で、アナフィラキシーショックの疑いで亡くなる事故が発生しました。このような事故を起こさないために、事故防止、緊急対応、その他指導や研修体制などの様々な取組が必要です。

資料

- 【別紙1】 学校給食における食物アレルギー対応申請書
- 【別紙2】 給食費（牛乳代）減免 申請書
- 【別紙3】 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）
- 【別紙4】 食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）
- 【別紙5】 食物アレルギー対応決定通知
- 【別紙6】 (1)詳細献立表・(2)喫食確認表
- 【別紙7】 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット 再発防止シート
- 【別紙8】 食物アレルギー対応解除申請書

議案	頁数
50号	30

守谷市立小中学校長 宛て
守谷市立学校給食センター所長 宛て

学校給食における食物アレルギー対応申請書

この度、医療機関で診断を受けましたので、下記のとおり学校給食における食物アレルギー対応を（ 新規 ・ 継続 ・ 変更 ・ 中止 ）申請します。

1 食物アレルギー対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名				
原因食物		症状	家庭での対応	・食べていない ・医師の診断のもと食べている
保護者氏名	(続柄:) TEL ()			

2 給食対応内容

希望する対応 内容すべてに ○をつける	レベル1	詳細な献立表対応（一部弁当対応）
	レベル2	完全弁当対応（給食停止：給食を食べず弁当を持参する）
	レベル3	除去食対応（飲用牛乳の停止）
	レベル4	代替食対応（卵・乳を含む主食、料理の代替食を希望する）

3 学校へ持参する薬があれば記入してください。

内服薬	薬の名称	
	学校への持参	あり（保管場所:) ・なし
	服用のタイミング	例：毎朝、症状が出たとき、など
エピペン®	学校への持参	あり（保管場所:) ・なし
	使用の有無	あり（ 年 月 ） ・なし
	更新の有無	年に一度更新している ・ していない（エピペン®の使用期限は1年です）

4 原因食品を使用しない献立でも、センター内での微量の混入や、原因食品を使用しない食品でも工場等で他の食品が微量に混入する可能性があります。給食を食べられますか。

はい	いいえ
----	-----

5 食物アレルギーがあることをクラスの子供たちに伝え、確認表等を教室に掲示してもよろしいですか。（周囲の理解が助けになることがあります）

はい	いいえ
----	-----

6 聞き取った内容を学校・教育委員会・給食センター等で共有してもよろしいですか。

はい	いいえ
----	-----

7 学校生活において、以下の配慮は必要ですか。

①給食当番	必要なし ・ 必要 ()
②調理実習	必要なし ・ 必要 ()
③校外学習	必要なし ・ 必要 ()

守谷市教育委員会教育長 宛て

給食費（牛乳代）減免申請書

児童生徒が体質改善等を理由として、月を通じて牛乳の飲用を止めることが前提となります。この度、下記のとおり学校給食における給食費（牛乳代）の減免を（新規・継続・中止）申請します。

1 飲用牛乳中止対応児童生徒

学校名	守谷市立	学校	新学年	年
ふりがな 児童生徒氏名				
保護者氏名	(続柄：) TEL ()			

2 申請理由

申請理由 (該当する内容 に○をつける)	食物アレルギーのため※	
	乳糖不耐症(その他病気を含む)のため※	
	その他 ()	

※食物アレルギーを有する方は学校生活管理指導表の提出をお願いしています。
給食の管理が必要な方は、学校給食における食物アレルギー対応申請書も併せてご提出ください。

別紙 4

食物アレルギー対応面談表（個別支援プラン）

以下の内容は、学校が記入します。保護者の方は記入しないでください。

食物アレルギー対応児童生徒

新学年：	年	児童生徒氏名：
面談日	年 月 日	
来校者	父 ・ 母 ・ 祖父 ・ 祖母 ・ その他（ ）	
面談者 (○をつける)	校長・副校長・教頭・教務主任・保健主事・担任・給食主任・養護教諭・栄養教諭・給食センター栄養士	
記録者		

【保護者への確認事項】

- 面談を実施し、上記、申請書の内容に間違いはない
- エピペン[®]を所持している場合は、消防本部・学校医等へ情報を提供してよい
- 緊急時に保護者と連絡がつかない場合、学校の判断でエピペン[®]を打ってよい

【保護者からの提出書類】

- 学校生活管理指導表

【保護者の方が気になっていること、要望等】

【備考欄】

年 月 日

守谷市立小中学校長 様

守谷市立学校給食センター所長

食物アレルギー対応決定通知

このことについて、下記のとおり食物アレルギー対応を行いますのでお知らせいたします。

記

- 1 学校給食食物アレルギー対応開始日
年 月 日
- 2 該当者
食物アレルギー児童生徒一覧 参照

別紙 7

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット 再発防止シート

年 月 日 時 分現在

学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	

記入者	職名		氏名	
-----	----	--	----	--

発生日時	
発生場所	
内容	
再発防止 対応策	
その他 参考事項	

【ヒヤリハットの内容】

- ① 児童生徒の健康に被害があるおそれがあった場合
- ② 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③ 事故防止を受けた今後の対応が他校・他施設と共有したいものである場合
- ④ 重大事故には至らなかったもののうち再発防止策を講ずる必要のある場合

参考：茨城県教育委員会 食物アレルギー対応におけるヒヤリハット再発防止シート より引用

議案	頁数
50号	38

守谷市立小中学校長 宛て

学校給食におけるアレルギーの一部対応解除申請書

学校名 _____ 学校 _____ 年 _____ 組

児童生徒氏名 (_____)

解除する食品 (_____)

学校生活管理指導表により除去していた上記の食品について医師の指導のもと、これまでに複数回摂取して症状が誘発されていないため、学校給食における除去解除をお願いします。

保護者氏名 (_____)

参考資料

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」
https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R010060/R010060.pdf
(令和2年3月 公益財団法人 日本学校保健会)

「学校給食における食物アレルギー対応指針」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiel_dfile/2015/03/26/1355518_1.pdf
(平成27年3月 文部科学省)

「加工食品の食物アレルギー表示ハンドブック」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_sanitation/allergy/assets/food_labeling_cms204_210514_01.pdf
(令和3年3月 消費者庁)

「学校給食における食物アレルギー対応について」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1355536.htm
(文部科学省 HP)

「ぜんそく予防のための よくわかる 食物アレルギー対応ガイドブック」
https://www.erca.go.jp/yobou/pamphlet/form/00/pdf/archives_31321.pdf
(平成26年 独立行政法人 環境再生保全機構)

「エピペンサイト」
<https://www.epipen.jp/teacher/index.html>
(ヴィアトリス HP)

「アレルギーに関する資料」
(茨城県教育委員会)

「学校における食物アレルギー対応ヒヤリハット事例集」
(令和2年2月茨城県教育庁学校教育部保健体育課)

議案	頁数
50号	40

学校給食における食物アレルギー対応マニュアル

(令和4年10月 発行)

(令和5年 月 改訂)

編集・発行
守谷市教育委員会

議案	頁数
50号	41

議案第51号

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱の制定について

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱を別紙のとおり制定する。

令和5年11月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年11月 日 原案 決

提案理由

本案は、プロポーザル方式による守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務において提出された企画提案書等の適正な審査を行うため、「守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱」を設置し、必要な事項を定めるものです。

議案	頁数
51号	1

守谷市告示第 号

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会の設置及び運営に関する要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

守谷市長 松 丸 修 久

守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル
審査委員会を設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、プロポーザル方式による守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務において提出された企画提案書等（以下「プロポーザル」という。）の適正な審査及び設計事業者の選定を行うため、守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の設置と運営について必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会の組織)

第2条 審査委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 教育部長
- (5) 生涯学習課長
- (6) 中央図書館長
- (7) 学校教育課技佐
- (8) 外部有識者 2人以内

(委員長)

第3条 審査委員会に委員長を置き、副市長をもってこれに充てる。

2 委員長は、審査委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故等があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、緊急かつやむを得ない場合を除き、会議の日の3日前までに会議の日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。

議案	頁数
51号	2

- 2 会議の議長は、委員長とする。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 5 会議は、非公開とする。

(審査委員会の所掌事務)

第5条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの審査基準に関する事項
- (2) プロポーザルの応募者及びプロポーザルの審査に関する事項
- (3) プロポーザルの設計事業者の選定に関する事項

- 2 審査委員会は、設計事業者の選定及びプロポーザルの審査に関し、必要があると認める場合には、プロポーザル提出者その他の関係者に対し説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、守谷中央図書館大規模改修工事基本設計・実施設計業務の委託契約締結日までとする。

(報告)

第7条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果及び設計事業者の選定結果を守谷市教育委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員は、会議の内容又は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(謝礼)

第9条 第2条第2項第8号に規定する委員に謝礼を支給する。ただし、市長が謝礼を支給する必要があると認める委員に限る。

- 2 前項の謝礼の支給額は、別に定める。

(審査委員会の庶務)

第10条 審査委員会の庶務は、守谷市教育委員会中央図書館において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、審査委員会の運営等に関し必要事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

議案	頁数
51号	3

議案第52号

守谷市学校運営協議会設置運営規則の制定について

守谷市学校運営協議会設置運営規則を別紙のとおり制定する。

令和5年11月24日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和5年 月 日原案 決

提案理由

本案は、学校、保護者及び地域住民等の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むために必要な支援に関して協議する機関として、守谷市学校運営協議会を設置するため、規則を制定するものです。

議案	頁数
52号	1

守谷市学校運営協議会設置運営規則を次のように定める。

令和5年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

守谷市学校運営協議会設置運営規則

(目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、保護者及び地域住民等の学校運営への参画及び学校との協働を促進することにより、学校並びに保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、次のとおり協議会を置く。

名称	対象学校
守谷中学校区学校運営協議会	守谷中学校
	大野小学校
	黒内小学校
愛宕中学校区学校運営協議会	愛宕中学校
	守谷小学校
	郷州小学校
御所ヶ丘中学校区学校運営協議会	御所ヶ丘中学校
	大井沢小学校
	御所ヶ丘小学校
	松前台小学校
けやき台中学校区学校運営協議会	けやき台中学校
	高野小学校
	松ヶ丘小学校

2 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長及び当該学校に在籍する生徒又は児童の保護者並びに当該学校の所在する地域住民の意

見を聞くものとする。

(委員の委嘱)

第4条 協議会の委員は20名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長、教頭その他教職員
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項の委員の委嘱について対象学校の校長から申出があったときは、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等が生じた場合には、教育委員会は新たな委員を委嘱することができる。

4 委員は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3項の規定により新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について、毎年度ごとに基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(学校運営等に関する意見の申し出)

第7条 協議会は、対象学校の運営全般について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条に規定する役割を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、教育委員会を經由し、茨城県教育委員会に対して意見を述べることができる。ただし、学校運営の基本的な方針の実現又は教育上の課題解決に資する意見とし、分限、懲戒及び特定の職員に関する事項は除く。

3 協議会は、前2項の規定により意見を述べるときは、あらかじめ、対象学

校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第9条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(守秘義務等)

第10条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員にふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他、協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第11条 委員の報酬は別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、教育長が招集する。

2 前項の規定による招集は、会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件をあらかじめ通知して行う。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

議案	頁数
52号	4

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第14条 会議は、特別の事情がない限り公開とする。

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議の招集の特例)

第15条 会長は、緊急の必要があり会議を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に議事の概要を記載した書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 第13条の規定は、前項の場合について準用する。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解職することができる。

(1) 本人から辞任の申出があった場合

(2) 第10条に反した場合

(3) その他解職に相当する事由が認められる場合

2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(補則)

第19条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

議案	頁数
52号	5

報告第11号

学校給食センター運営委員会答申について

令和5年10月26日付け守教委発第505号にて学校給食センター運営委員会に諮問した件につきまして、同日付けで答申がありましたので、別紙のとおり報告します。

令和5年11月24日 報告
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

報告	頁数
11号	1

令和5年10月26日

守谷市教育委員会
教育長 町田 香 様

学校給食センター運営委員会
委員長 平山 麻理子

学校給食センター運営委員会への諮問について（答申）

令和5年10月26日付け守教委発第505号により諮問のあった下記の事項について、原案のとおり異議なく答申いたします。

記

1 諮問事項

- (1) 守谷市学校給食費に関する規則（案）について
- (2) 守谷市学校給食費取扱要綱の廃止について
- (3) 学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（案）の改訂について

報告	頁数
11号	2